

機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管

一般医療機器 精液注入用子宮カテーテル 34077000

(汎用注射筒 13929001)

タイミングエイド

再使用禁止

【禁忌・禁止】

・再使用禁止

【形状・構造及び原理等】

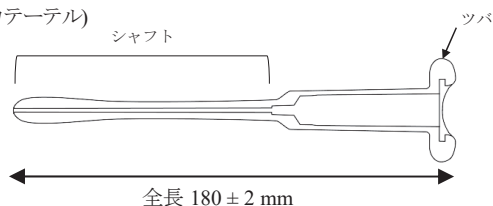
＜構成＞

本品は、カテーテルとシリンジとを組合せた組合せ医療機器である。

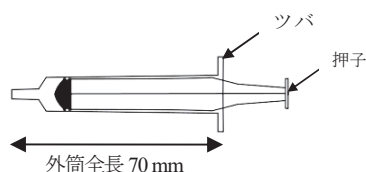
本品は付属品として採精容器及び採精容器スタンドを含む。

＜形状・構造＞

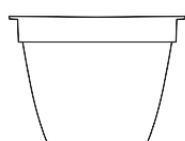
(カテーテル)



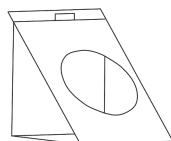
(シリンジ)



(付属品)



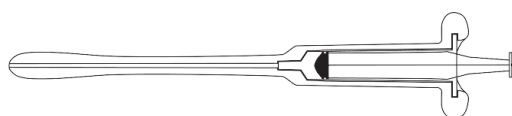
採精容器



採精容器スタンド

＜カテーテルとシリンジの接続状態＞

シリンジの外筒のツバがカテーテルのツバに収まるまで、シリンジをカテーテルに押し込んで、シリンジとカテーテルとを接続する。



＜原理＞

シリンジと接続したカテーテルを腔に挿入し、シリンジの押子を押してカテーテル先端の開口部より精液を子宮に注入する。

＜原材料＞

体液接触部	材質
カテーテル	シリコーンゴム
シリンジ	ポリプロピレン
採精容器	ポリプロピレン

【使用目的又は効果】

精液を子宮に注入するために用いるカテーテルとシリンジとを利便性の目的で一つに梱包した単回使用の機器である。カテーテルを腔に挿入しカテーテル先端の開口部より精液を子宮に注入する。

【使用方法等】

1. 本品は1回の使用で、カテーテル、シリンジ、採精容器、スタンドを各1つ使用する。
2. スタンドを組み立てる。
3. 採精容器に精液を採取する。
4. 精液を採取した採精容器を斜めに傾けてスタンドに立てる。
5. 採精容器に採取した精液をシリンジで吸引する。
6. シリンジのツバがカテーテルのツバに収まるまで、シリンジをカテーテルに押し込んでシリンジをカテーテルに接続する。
7. シリンジと接続したカテーテルを腔に挿入し、シリンジの押子を押して精液を腔に注入する。
8. 注入後は速やかに、シリンジと接続したままでカテーテルを腔から抜く。

本製品には使い方説明書がありますので、必ず確認してください。

【使用上の注意】

- ・ 使用目的以外の使用はしない。
- ・ 本品は添付文書を読み、指示に従って使用する。
- ・ 本品は単回使い捨て製品なので、1 回限りの使用のみで再使用しない。
- ・ 使用期限を過ぎた製品は使用しない。
- ・ 精液は採取後速やかに注入する。
- ・ カテーテルはシャフト部分を膣に挿入し、シャフト部分以外は膣に挿入しない。
- ・ 痛みを感じるときは無理に挿入せず使用を中止する。
- ・ 6 ヶ月間連続して使用しても妊娠に至らない場合は医師の診察を受ける。
- ・ シリンジは本品に同封されたものを使用し、それ以外のシリンジをカテーテルと接続しない。カテーテルやシリンジの破損、怪我や精液注入失敗の原因となる。
- ・ 本品は性機能障害の方を対象とした医療機器である。器質性の不妊が疑われる場合は医師の診察を受ける。

【保管方法及び有効期間等】**<保管方法>**

- ・ 直射日光や高温多湿を避け涼しい場所で保管すること。
- ・ カテーテル、シリンジ及び採精容器は、個包装を開封又は個包装から出した状態で保管しないこと。
- ・ 本品は指示された方法で保管すること。不適切な保管は製品の劣化や破損の原因になる。

<有効期間>

使用期限を外箱に記載。（自己認証）

<廃棄方法>

使用後は各自治体のルールに従って分別して捨てる。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：相模ゴム工業株式会社

住所：〒243-0002 神奈川県厚木市元町 2-1

電話番号：046-221-2311 お客様相談窓口

(土・日・祝日を除く 9:00～17:00)